

# 今井まちなみ交流センター等指定管理者選定に係る応募要領

## 概要

### 総則

重要伝統的建造物群保存地区「今井町」のビジター施設、あるいは貸館施設として、来館者がその目的を達成できるように施設及び駐車場の適正な管理運営を行ってください。また、本市の主要な観光地である「今井町」ひいては本市の魅力を多面的に発信し、来訪者、来館者の増加に努めるとともに、本市の観光資源の結節点となっている「今井町」への来訪者が他の観光資源へと一層周遊する取組を行ってください。

#### (1) 業務名

今井まちなみ交流センター等指定管理業務

#### (2) 業務場所

檀原市今井町内(今井まちなみ交流センター等)

#### (3) 履行期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日まで(3年間)

## 選定スケジュール

番号	手順	期限等
1	応募書類の提出期限	令和3年9月17日(金)午後5時まで
2	審査(プレゼンテーション)	令和3年10月7日(木)
3	結果通知発送	令和3年10月下旬予定

## 提出書類

### (1) 提案書の提出

下表に掲げる書類を提出してください。

・提出時は、提出書類各1部ずつをA4ファイルで綴じ、表紙には「今井まちなみ穀粒センター等指定管理者提案書類」及び団体名を記載して、下表応募書類を②から⑬の順に、ページ番号を付与して閉じてください。

・選定審査にあたって、追加資料を求める場合があります。

応募書類	提出部数	様式	備考
① 提案書類目次	正1部 副20部		ページ番号不要
② 檀原市指定管理者指定申請書	正1部 副20部	様式第1号	
③ 事業計画書	正1部 副20部	様式第2号	
④ 法人等の概要	正1部 副20部	様式第3号	
⑤ 収支予算書	正1部 副20部	様式第4号	A4用紙1枚
⑥ 事業見込額算定書	正1部 副20部	様式第5号	
⑦ 収支見込額積算内訳書	正1部 副20部	任意様式	10枚以内(両面)

⑧ 提案書(表紙)	正 1 部 副 20 部	様式第 6 号	A4 用紙 1 枚
⑨ 今井まちなみ交流センター等 指定管理に係る提案書	正 1 部 副 20 部	様式第 7 号	
⑩ 前事業年度の損益計算書、貸 借対照表及び財産目録	正 1 部 副 20 部		
⑪ 欠格事項に該当しない宣誓書	正 1 部 副 20 部	様式第 8 号	
⑫ 納税証明書	正 1 部 副 20 部		
⑬ 定款又は寄附行為の写し及び 登記事項証明書(法人以外の 団体にあつては、規約又はこれ らに類する書類)	正 1 部 副 20 部		
⑭ 印鑑証明書	正 1 部 副 20 部		発行日は提出日 から 3 ヶ月以内 とする
⑮ その他補足資料(任意)	正 1 部 副 20 部	任意様式	10 枚以内(両面)
⑯ 受付票	正 1 部	様式第 9 号	

※各種証明書の副本については原本を複写していただいても構いません。

## (2)応募にあたっての留意事項

- ①提出期間終了後の応募書類の再提出及び差替えは、原則として認めません。又、応募書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ②書類審査前に書類の不足・不備の補完、内容不明点の回答、又、必要に応じ追加資料の提出をお願いすることがあります。
- ③応募書類等を提出した後に辞退するときは、辞退届(様式第 12 号)を提出してください。
- ④応募書類は理由の如何に関らず返却しません。また、提出された書類について、情報公開請求があった場合には、檀原市情報公開条例等の規定に基づき、公開等の判断を行います。
- ⑤応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市は、選定結果の公表、情報公開請求への対応、その他必要があると認めるときは、応募書類の内容を無償で使用できるものとします。
- ⑥応募者が、応募にあたって特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他法令に基づいて保護される権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を応募者が負うものとします。
- ⑦応募に係る欠格事項は以下のとおりです。

・地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定により本市における一

- 般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されている者。
- ・檀原市入札参加資格停止要綱に基づく入札参加資格停止の措置を受けている者。
  - ・会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者、及び民事再生法(平成 14 年法律第 225 号)に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者。
  - ・代表者、役員又はその使用人が刑法第 96 条の 3 又は第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、または逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者。
  - ・法人または代表者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者。
  - ・檀原市暴力団排除条例及び檀原市契約における暴力団排除に関する要綱に基づき、次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する法人
    - (ア)役員等が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 条に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる。
    - (イ)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる。
    - (ウ)役員等が、自社、自己若しくは第三の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる。
    - (エ)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる。
    - (オ)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。

## 応募書類の受付期間及び応募方法

### ①受付期間

令和 3 年 9 月 17 日(金)までの各日午前 9 時から午後 5 時までとします。

### ②応募方法

提出書類は、上記①の受付期間内に持参してください。

## 応募書類の提出先

〒634-8586 奈良県檀原市八木町 1 丁目 1 番 18 号

檀原市役所 北館 1 階 観光政策課

TEL 0744-21-1115 FAX 0744-21-4112

## 提案を求める内容

提案にあたっては、今井まちなみ交流センター等管理業務に係る提案書(様式第 7 号)の様式に従い、以下の点に留意して具体的に記入してください。

### (1) 基本的な考え方

- ①提案にあたって理念や基本方針を記入してください。
- ②これまで本施設が提供してきたサービスの水準を維持すると共に、市の観光振興及び地域の活性化を目指すための運営サービス提供や管理運営の方針を示してください。

### (2) 事業計画・サービスの具体的手法

上記のサービス提供の考え方及び施設運営方針に基づく事業計画や収支計画について記入してください。またサービス内容や取組について具体的に記入してください。

### (3) 財政基盤・人材基盤・維持管理能力

管理運営を行う上での財政基盤及び人材基盤、施設の維持管理業務に関する保守点検の考え方について具体的に記入してください。また業務を再委託する予定の場合は再委託先の法人名等を記載してください。

### (4) 観光業務に関する運営実績

観光業務に関する運営実績および施設管理実績を具体的に記載してください。ここでの観光業務に関する運営実績とは広く地域の観光振興に関する業務(観光企画・観光案内・観光宣伝等)を含みます。

### (5) 個人情報管理・安全管理

個人情報の保護や管理に対する取組、施設の安全管理や危機管理対応について具体的に記載してください。

### (6) 今井まちなみ交流センター等施設運営事業

今井まちなみ交流センター等運営事業及び自主事業について、どのような事業を実施するのか、人材確保の方法や雇用条件を含め具体的に記載してください。また地域との連携をどのように行うのか記載してください。併せて事業実施により見込まれる効果も具体的に提示してください。

### (7) その他

- ①次期指定管理者として決定し、基本協定書を締結した日から令和 4 年 4 月の業務開始までの期間を引継ぎ・調整期間とすることとし、引継ぎ業務に対する考え方、スケジュール、

人員体制等について示してください。

- ②その他提案したい事項が有れば提案してください。なお、この内容の審査については、参考提案として扱います。

## 選定方法及び評価基準

指定管理者の選定は指名型プロポーザル方式とし、「指定管理者候補者選定委員会」において、評価基準に基づき審査を行います。

審査において、提案内容プレゼンテーション及び質疑応答を経て審査を行い、選定委員の評価が150点満点中、90点以上で合格とします。

### 【評価基準】

- (1)評価は、5段階評価となります。

- ・[5点]:特に優れている
- ・[4点]:やや優れている
- ・[3点]:標準的である
- ・[2点]:やや劣っている
- ・[1点]:劣っている

- (2)評価点数は、審査項目別の評価点×委員数の合計評価点で決定します。

- (3)配点が10点の項目は上記点数を2倍、15点の項目は3倍するものとします。

## 選定方針及び選定結果

- (1)審査(プレゼンテーション)

①開催日 令和3年10月7日(木)

②開催場所 檜原市役所 本庁 3階 第2会議室

③審査方法 提案者による提案内容の説明及び質疑応答を経て、審査基準の審査項目について審査し、この審査の結果、90点以上となった団体を指定管理者候補者とします。なお提案内容の説明時間は25分、質疑応答を15分とします。

- (2)選定結果の通知

①通知時期 選定結果については、審査終了後、速やかに文書にて通知いたします。

## 指定管理者の指定

指定管理者の候補者として選定された団体について、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として指定する議案を市議会に提出し、議決後に指定管理者として指定します。ただし、市議会の議決を得られない場合は指定されません。なお、市は指定管理者の指定に関する市議会の議決が得られないことにより、指定管理者の候補者に生じた損害を負担しません。

指定管理者として選定された団体は関係法令に基づき、本事業に必要な許認可の取

得、報告及び届出を自らの責任において行ってください。なお、事実上の行為として各業務について規定に基づき再委託を行う場合には、再委託先がそれぞれ免許、当該業務に係る許可及び認定等を受けている必要があります。また、配置する職員等の確保、職員研修を行うと共に、業務等に関する事業計画書、各種規程等の作成、市からの業務引継ぎを滞りなく行ってください。

## 協定の締結

議会の議決を受けて、指定管理者が決定された後、指定管理者業務の実施に関する包括的な事項を定めた基本協定書及び各年度の実施事項を定めた年度協定書を締結します。協定の締結に際し必要な事項については、指定管理者と市が協議の上、定めることとします。ただし、指定管理者が協定の締結までの間において、次に掲げる事項に該当するときは、指定を取り消すものとします。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財政状況の悪化等により、指定管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なうなど、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

## その他

### (1) 業務の継続が困難となった場合の措置

#### ① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定を取り消すことができるものとします。その場合、市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、適切な引継ぎを行わなければならないものとし、この場合の費用は、指定管理者が負担するものとします。

#### ② 指定管理者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について市と協議するものとします。

### (2) 引継ぎ業務

新たな指定管理者は、指定期間開始日から円滑に業務が実施できるよう、指定期間開始日までに旧の指定管理者から業務の引継ぎを受けるとともに、必要な準備行為を行うものとし、それに要する費用を負担するものとします。

## 問い合わせ先

橿原市役所北館 1 階 観光政策課

〒634-8586 奈良県橿原市八木町 1 丁目 1 番 18 号

TEL 0744-21-1115 FAX 0744-21-4112

電子メール [kanko@city.kashihara.nara.jp](mailto:kanko@city.kashihara.nara.jp)